

備考 神奈川県大和市中央林間二丁目21番21-206号
H31年7月26日住所記載 神奈川県建設業課(神奈川県庁)
神奈川県川崎市多摩区枳形6丁目6番20号
R2年7月22日住所記載 神奈川県建設業課(神奈川県庁)

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。